

保護者各位

函館大学付属有斗高等学校  
校長 山田 伸二

## 春休みにおける生徒心得

春休みは1年のうちで、最も多くの非行並びに校則違反が発生する時期です。また、気のゆるみや開放感から生活リズムが不規則になりがちです。さらに新学期の準備等の為、繁華街やデパートなどへ出かける機会も多くなります。生徒手帳及び以下の事項を熟読し、校則に違反することのないようご注意ください。尚、目標を定め、規律ある生活をするようご家庭におかれましては充分ご指導下さるようお願い致します。

### 外出について

1. 外出の際は、高校生らしい端正な服装及び頭髪をし、身分証明書を必ず携帯すること。
2. 外出した際は、午後10時までに帰宅すること。ただし、保護者同伴で外出するときはこの限りではない。また交友間の外泊は厳禁とする。
3. 補導を受けた場合は身分証明書を提示し、注意されたことを守り、ただちに担任に連絡すること。

### 行動について

1. 高校生として、社会の一員として、自覚ある行動をとり、公衆道徳を進んで守ること。
2. パチンコ・パチスロ店等の遊戯場、酒類を提供する飲食店・クラブ、競馬場・競輪場などの風紀上有害な場所への立ち入りをしないこと。ただし、馬券・車券の購入を目的としない競馬場、競輪場への出入りはこの限りではない。

### アルバイトについて

1. 長期休暇中のアルバイトは届け出制の為、担任に申し出た上で承諾を得ること。学業成績及び素行不良の者、環境不良な職場、集金・セールスなどの貴重品取扱い、危険業務などは届け出を受理しない。無届けでアルバイトをした場合、校則違反として処分する。
2. 原則として春・夏・冬の休み期間の3分の2以内の日数とすること。

### 交通関係について

1. 自動二輪・乗用車の無免許運転・無届免許取得をしないこと。
2. 凍結等路面状況が不良の場合は、自転車運転しないこと。(自転車の走行の際は、スピードの出しすぎ、二人乗り、信号無視、一時不停止など交通ルールならびに交通道徳に反する行為はしないこと。万が一歩行者に危害を加えてしまうようなことがあれば、刑事責任、民事責任を問われることがある。)

### 旅行について

1. 事前に旅行届を提出すること。

### その他

1. 何かあった場合には、学校に連絡すること。
2. 高校生としてふさわしくない場所・店舗については、警察、補導員、本校教員が巡視しています。
3. 始業式は4月6日(木)、平常通りです。(校則に留意し頭髪・服装を正して登校すること。状況によっては、始業式に参加できない場合があります。)
4. 4月7日に自転車通学(昨年度自転車保険の加入済)をした際の駐輪場は、前年度(旧学年)と同じ場所です。自立(スタンドの装着)、施錠(必ず2か所以上)し利用して下さい。